

山北町第6次総合計画

基本構想·前期基本計画

令和 6 (2024) 年 3 月 山 北 町



ごあいさつ

このたび、令和6年度から令和15年度を計画期間とする山北町第6次総合計画を策定し、本町を取り巻く課題や、将来の町の姿に対する町民の皆さまからのご意見を踏まえ、本町がめざす10年後の将来像を「みんなでつくる こころ豊かに暮らせるまち やまきた」と定めました。

社会経済情勢が目まぐるしく変化する昨今においては、柔軟性を持った考え方を持ちながら、本町を取り巻く課題に全力で取り組み、将来にわたって持続可能で魅力あるまちづくりをめざしてまいりますので、町民の皆さまにおかれましても、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました町議会議員の皆さま、アンケート調査やワークショップ、パブリックコメントなどを通してご協力いただきました町民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

山北町長 湯川 裕司

計画策定の目的と位置づけ

山北町第6次総合計画は、山北町の定める計画の中で最上位に位置づけられる計画です。山北町自治基本条例の目的である『町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくり』を進めるため、まちづくりの基本的な考え方を明らかにし、山北町の将来のあるべき姿に向けた行政運営の指針として策定するものです。

計画の構成と期間

計画の構成は、「基本構想」と 「基本計画(分野別計画)」の2 つで構成し、「基本構想」は10年 間、「基本計画(分野別計画)」は 前期と後期それぞれ5年間を計 画期間としています。 基本構想 10年 基本計画 (分野別計画) 前期5年・後期5年 ●令和6年度(2024年度)

~令和 15 年度(2033 年度)

町がめざす 10 年後の将来像を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの基本方針を示すものです。

前期:令和6年度(2024年度)

~令和 10 年度(2028 年度)

後期:令和11年度(2029年度)

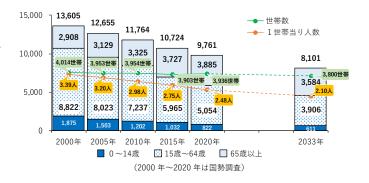
~令和 15 年度(2033 年度)

基本構想で定めた町の将来像や施 策を実現させるため、必要な取り組 みを示すものです。

将来人口フレーム

山北町の人口は、近年の少子高齢化の進展が継続するものと予測され、年少人口と生産年齢人口が減少し、 総人口も減少することが見込まれています。

町では、子育て支援や産業振興施策を進めることで 人口の減少幅を抑制するとともに、関係人口を増やし 定住人口への流れをつくる取り組みを進めることで、 本計画の目標年度である令和15年(2033年)における 人口指標を **8,100人と**設定します。



将来像



みんなでつくる こころ豊かに暮らせるまち



やまきた

本計画の策定にあたり、様々な立場の方々からご意見をうかがったところ、人口減少や大規模災害への危機感が強く、SDGsのゴール11「住み続けられるまちづくりを」を重点的に取り組むべきとの意見があった他、公共交通や買い物の利便性を求める声が多くありました。

このようなまちづくりの課題や、ワークショップで出された「将来こうあってほしい町の姿」に対するご意見を踏まえ、10年後にめざす町の将来像を「みんなでつくる こころ豊かに暮らせるまち やまきた」と定めました。

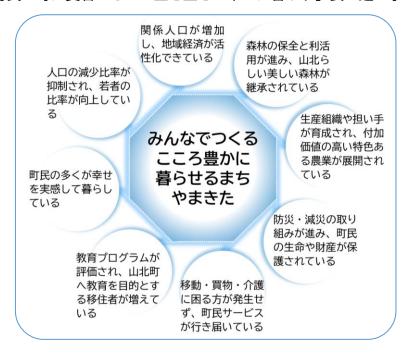
みんなでつくる やまきた

山北町は自治基本条例で、町民、行政及び議会が互いに協力して協働によるまちづくりを行うこと を規定しており、これからも「みんなでまちづくりを行う」姿を追い求めていきます。

また、行政も各団体も、移住者も観光客も、関係人口も「みんなで町を盛り上げていく」姿を追い 求めていきます。

こころ豊かに暮らせる やまきた

こころ豊かに暮らすためには、心身の健康が第一です。また、長生きできる、子育てしやすい、地域の人たちと支え合っているなど、日々の生活に充実感を感じられるような取り組みが必要です。そしてこれからも「町民が町に愛着をもって生き生きと幸せに暮らす」姿を追い求めていきます。





重点プロジェクト

町の将来像の実現に向けて2つの重点プロジェクトを定め、関連する事業を優先的に実施します。

1 関係人口・定住人口拡大プロジェクト(やまきたチャレンジ)

関係人口を増加させ、関係人口から定住人口へ、そのためには山北町を多くの方に知ってもらうことが必要です。そして、町の魅力に触れた方が町を訪れ、リピーターとなって、移住を検討するようになります。新東名高速道路のスマートインターチェンジの新設は、来訪者を増やすきっかけとなることから、この機会に町全体へ元気があふれるような取り組みを推進し、持続可能性を高めていくことが重要です。

施策1 スマートインターチェンジ周辺土地利用構想の実現

- ❖オアシス公園、河内川ふれあいビレッジの再整備を推進します。
- ❖ 旧清水小・中学校、旧清水保育園の跡地活用を推進します。
- ❖新東名高速道路「河内川橋(仮称)」を望む眺望スポットの整備を推進します。
- ❖スマートインターチェンジを起点とした、周辺地域と連携した広域観光ルートを開発します。
- ❖スマートインターチェンジを中心とした広域幹線道路の整備を促進します。

施策2 効果的な土地利用や施設等の利活用

- ❖丸山地区町有地や中川地区町有地などの土地利用を推進します。
- ❖都市マスタープランや住宅マスタープランに基づく都市基盤整備を推進します。
- ❖未利用施設等の有効な利活用を図ります。
- ❖山北駅、東山北駅周辺整備を推進し、賑わいの創出を図ります。

<u>施策3</u> オンリーワンの磨き上げ

- ❖蒸気機関車「D52」を活用した誘客を図る取り組みを推進します。
- ❖洒水の滝などの町内に複数ある滝、丹沢湖、大野山などの山々からの眺望等、各観光拠点の環境整備や魅力を高める取り組みを図ります。
- ❖地域資源を活用した商品を「山北ブランド」として認定するため、未登録となっている地場産品の 掘り起しを進めるとともに、既認定品の販路拡大に向けた取り組みを行います。
- ❖ ユネスコ無形文化遺産登録された「山北のお峰入り」、国指定天然記念物「箒スギ」をはじめ、数多くある文化財や歴史的資源の認知拡大を図り、保存・活用につなげます。

施策4 より一層の移住・定住対策

- ❖ 民間活力を活用した住宅開発や基盤整備を促進します。
- ❖未利用地の宅地化を推進します。
- ❖民間団体との連携を図り、空き家バンクを活用した定住対策を推進します。
- ❖地域や関係団体等と連携を図り、関係人口から定住人口へとつなげる取り組みを図ります。

施策5 まちの魅力を高める情報発信

- ❖町の魅力を町内外に積極的に発信し、町の認知度を上げるため、シティプロモーションを推進します。
- ❖ふるさと納税やクラウドファンディングを活用して、山北町の魅力を発信します。
- ❖様々な地域間交流や交流事業をとおして、関係人口の創出を図ります。

2 魅力向上プロジェクト(やまきた版 Well Being)

山北町に住みたい、住み続けたいと思われるためには、山北町のよさや魅力を知ってもらい、体感できることが必要です。山北町の魅力の一つに豊富な自然があげられます。都会化を目指すのではなく、豊かな自然を守りつつ、町民も来訪者も、Well Being (肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態)を実感できること (やまきた版Well Being) が重要です。

施策1 より一層の子育て支援

- ❖妊娠、出産、育児と、切れ目のないきめ細かな支援の推進と助成制度の充実を図り、子育てにかかる負担を軽減します。
- ❖子育て支援センターなど、子育て相談や情報交換、交流の場の提供と充実を図ります。
- ❖子どものための安全・安心な環境づくりを推進します。

施策2 誰一人取り残すことのない支援

- ❖困ったときに誰でも相談できる体制を整え、必要な支援を行います。
- ❖ひきこもり、ヤングケアラー、独居高齢者など、社会的に孤立している方を支援します。
- ❖関係機関と連携し、高齢者虐待、児童虐待の防止やDV被害者を支援します。
- ❖災害時に迅速な対応が行えるよう、避難行動要支援者制度などによる支援体制の構築を図ります。

施策3 未来へつながる教育・保育の推進

- ❖ O歳から15歳までの一貫教育・保育をとおして人間力と社会力を育成します。
- ❖園、小学校、中学校、さらに高等学校との相互の連携と交流を図ります。
- ❖ I C T を活用した学習機会を充実するなど、教育環境整備を推進します。
- ❖山北の豊富な自然や歴史・文化、産業等にふれ、学ぶことで、郷土に愛着がもてるよう探求学習を 推進します。

施策4 防災対策の充実

- ❖防災・減災に向けた災害に強いまちづくりを推進します。
- ❖防災に対する気運を高め、自主防災組織の体制強化を図ります。
- ❖計画的に地域防災計画等を見直します。
- ❖消防力の維持増進を図り、火災予防意識の高揚を図ります。

施策5 恵まれた自然環境の保全・活用

- ❖森林環境の保全・整備や木材の利活用を推進します。
- ❖森林の持つ癒しの機能を活用した森林セラピー体験事業を推進します。
- ❖関係機関と調整を行い、カヌーやSUPなどによる三保ダム・丹沢湖の湖面利用を図ります。
- ❖脱炭素社会を目指すため、自然環境や地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を推進します。

施策6 生活交通・移動手段等の確保

- ❖地域公共交通計画に基づき、将来にわたり誰もが利用しやすい、新たな移動サービスの導入を図ります。
- ❖鉄道や路線バスの輸送力を維持するため、交通事業者と協議・調整を図ります。
- ❖新たな移動手段や輸送手段など、デジタル技術を活用した新たなモビリティサービスについて調査・研究します。

健康福祉分野

健康福祉分野では、町民一人ひとりの心身両面の健康づくりを支援し、困った時に寄り添い、誰一人取り残さない福祉を実践します。基本計画において、健康、地域医療、地域福祉、低所得者福祉、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の分野ごとに、施策や事業を展開します。

第1節 健康

第1項 健康づくり

- 1 健康づくり活動の充実
- 2 健康教育、相談等の充実
- 3 食育の推進

第2項 保健サービス

- 1 健康で安心して生活できる環境構築の推進
- 2 保健・医療体制、健康づくり環境の整備
- 3 母子保健事業の充実

第2節 地域医療

第1項 医療体制

- 1 医療体制の充実
- 2 救急、災害時医療体制等の充実

第2項 社会保障

- 1 国民健康保険の充実
- 2 後期高齢者医療の運営

第3節 地域福祉

第1項 地域福祉

- 1 地域福祉活動の推進
- 2 ボランティア活動の促進
- 3 災害時要配慮者の安全・安心の推進

第4節 低所得者福祉

第1項 牛活困窮支援

- 1 生活困窮世帯に対する自立支援
- 2 関係機関との連携による低所得世帯への相談 や援助

第5節 児童福祉

第1項 子育て支援・児童福祉

- 1 地域における子育て支援
- 2 子育て支援の総合的推進
- 3 遊び場の整備
- 4 ひとり親家庭への支援
- 5 児童虐待の防止

第6節 高齢者福祉

第1項 高齢者福祉

- 1 生きがいと健康づくりの推進
- 2 在宅福祉サービスの充実
- 3 高齢者の暮らしやすい生活環境・移動手段の整備
- 4 高齢者虐待の防止

第2項 介護保険

- 1 介護保険事業の推進
- 2 介護保険サービスの充実と質の向上
- 3 介護予防の推進
- 4 地域包括ケアシステムの深化
- 5 認知症施策の推進

第7節 障がい者福祉

第1項 障がい者福祉

- 1 障がいの早期発見、早期対応
- 2 生活支援体制の充実
- 3 自立活動の支援

教育文化分野

教育文化分野では、次代を担う人づくりを進めるとともに、先人が築いてきた歴史や文化を受け継ぎ、発展させていきます。基本計画において、教育・青少年、生涯学習・生涯スポーツ・文化活動、人権の分野ごとに、施策や事業を展開します。

第1節 教育・青少年

第1項 乳幼児教育・保育

- 1 多様なニーズに対応した教育・保育環境及び内容の充実
- 2 家庭教育・保育の充実

第2項 小学校・中学校教育

- L 教育内容の充実
- 2 社会の変化に対応した教育の充実
- 3 支援教育の充実
- 4 学校施設等の整備

第3項 地域教育力

- 1 交流の促進
- 2 就学の機会の充実
- 3 子どもの居場所づくりの推進

第4項 青少年の健全育成

- 1 交流の促進
- 2 活動の支援

第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動

第1項 生涯学習

- 1 生涯学習の総合的な推進
- 2 生涯学習センターの充実

第2項 生涯スポーツ

- 1 スポーツ活動の推進
- 2 スポーツの場の整備と活用

第3項 文化活動

- 1 文化活動の推進
- 2 文化財の保存と活用

第3節 人権

第1項 男女共同参画社会

1 男女共同参画社会の推進

第2項 人権

1 人権を守るまちづくりの推進



町の木 ブナ

生活環境分野

生活環境分野では、安全・安心のまちづくりを進めるとともに、環境に配慮した暮らしやすいまちづくりを推進します。基本計画において、防災・安全対策、環境、住環境、コミュニティの分野ごとに、施策や事業を展開します。

第1節 防災・安全対策

第1項 防災対策

- 1 防災施策の推進
- 2 減災対策の推進
- 3 防災意識の啓発
- 4 自主防災組織等の育成、強化

第2項 消防・救急

- 1 消防力の強化
- 2 火災の未然防止

第3項 地域安全対策

- 1 交通安全意識の向上
- 2 交通安全施設の整備
- 3 安全な道路環境づくり
- 4 地域防犯活動の充実
- 5 防犯灯等の整備
- 6 消費生活の向上

第2節 環境

第1項 自然環境

- 1 環境にやさしいまちづくりの推進
- 2 地球温暖化防止対策の推進
- 3 再生可能エネルギー導入の推進
- 4 環境教育の推進
- 5 水源の森林づくりの推進
- 6 河川整備の推進
- 7 小川、河川、湖の環境整備

第2項 廃棄物処理

- 1 分別収集の推進
- 2 ごみ処理広域化の推進

第3項 環境衛生

- 1 不法投棄の防止
- 2 有害虫の駆除
- 3 ペットの飼主マナー向上対策の充実
- 4 環境問題に対する指導、啓発

第3節 住環境

第1項 住宅環境

- 1 住宅地の整備
- 2 町営住宅の整備
- 3 特定空家等対策の推進
- 4 住区基幹公園の整備

第2項 上水道

- 1 水質の確保
- 2 水量の確保
- 3 水道施設の整備
- 4 管理体制の強化
- 5 町民サービスの向上

第3項 生活排水

- 1 公共下水道の整備
- 2 合併処理浄化槽の整備
- 3 し尿処理の適正化

第4項 移住・定住

- 1 定住対策の総合的な推進
- 2 やまきた定住相談センター事業の推進
- 3 空き家バンク事業の推進

第4節 コミュニティ

第1項 コミュニティ活動

- 1 コミュニティ活動の推進
- 2 町民やコミュニティと連携したまちづくりの 推進



町の花 ヤマブキ



町の鳥 ヤマドリ

産業振興分野

産業振興分野では、働く場所を確保し、地域経済が活性化するよう取り組むとともに、労働環境の向上に取り組みます。基本計画において、農林水産業、商工業、観光業、労働の分野ごとに、施策や事業を展開します。

第1節 農林水産業

第1項 農業

- 1 持続可能な農業経営の確立
- 2 農地の保全と農業基盤の維持・整備
- 3 特色ある農業の振興
- 4 畜産業の営農環境の向上

第2項 林業

- 1 水源の森林づくり事業の推進
- 2 林業基盤の整備と林業の活性化
- 3 多様な森林利用の推進

第3項 水産業

1 増殖事業の強化・養殖事業の振興

第2節 商工業

第1項 商業

- 1 山北駅・東山北駅周辺整備の推進
- 2 商業経営の充実

第2項 鉱工業

- 1 工業の活性化
- 2 砂利採取事業の促進

第3節 観光業

第1項 観光

- 1 観光マスタープランの推進
- 2 三保ダム・丹沢湖周辺の整備
- 3 D52の活用
- 4 歴史と自然にふれあう場の整備
- 5 つぶらの・大野山周辺地域の整備
- 6 観光ルートの整備
- 7 ハイキングコース、登山道の整備
- 8 観光情報の発信強化
- 9 観光協会等の支援

第4節 労働

第1項 労働環境

1 働きやすい環境の推進



発行 山北町 https://www.town.yamakita.kanagawa.jp 〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4 編集 企画総務課

編集協力 株式会社サーベイリサーチセンター

都市基盤分野

都市基盤分野では、都市計画や土地の有効活用を進めるとともに、生活に欠かせない公共交通や道路の整備を進めます。基本計画において、都市基盤、交通基盤の分野ごとに、施策や事業を展開します。

第1節 都市基盤

第1項 土地利用

- 1 総合的、計画的な土地利用の推進
- 2 スマートインターチェンジ整備を契機とした 土地利用の推進
- 3 未利用施設等の利活用の推進

第2項 都市基盤

1 都市計画の推進

第2節 交通基盤

第1項 公共交通機関

- 1 地域公共交通の維持
- 2 山北町地域公共交通計画の推進
- 3 駅周辺の整備及び情報発信

第2項 道路整備

- 1 高速道路の整備促進・スマートインターチェンジの整備
- 2 県道の整備促進
- 3 広域幹線道路ネットワーク形成に向けた取り 組み
- 4 町道の整備
- 5 安全、快適な道路環境の整備

行財政分野

行財政分野では、町民ニーズに対応した柔軟性や機動性のある行政運営・財政運営を進めるとともに、地域間や広域における交流を進めます。基本計画において、行政経営、交流・広域行政の分野ごとに、施策や事業を展開します。

第1節 行政経営

第1項 行政運営と財政運営

- 1 計画行政の推進
- 2 行政改革の推進
- 3 職員能力の向上
- 4 健全な財政運営の推進
- 5 公共施設の適正化

第2項 デジタル化

- 1 自治体DXの推進
- 2 マイナンバーカードの普及促進

第3項 広報広聴活動

- 1 広報活動の充実
- 2 広聴活動の充実

第2節 交流・広域行政

第1項 地域間交流

- 1 地域間交流の推進
- 2 自治体間交流の推進

第2項 広域行政

1 広域行政の推進